

広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院
学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準

令和5年4月1日
研究院長決裁

(修士学位授与の判定基準)

- 第1 広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院(以下「本研究院」という。)
- は、次に掲げる判定基準に基づいて修士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、修士の学位を授与する。
- (1) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、当該研究領域における研究能力及び高度な専門的能力を身に付け、かつ、幅広い教養と総合的な判断力を有していること。
 - (2) 第2に規定する評価基準に基づき修士学位論文を評価するとともに、当該研究領域の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

(修士学位論文の評価基準)

- 第2 本研究院は、次に掲げる評価基準に基づいて修士学位論文を審査する。
- (1) 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、説明する能力を身に付けているか。
 - (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
 - (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
 - (4) 設定した研究テーマについて、適切な研究方法、調査・実験方法、又は論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
 - (5) 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

(博士学位授与の判定基準)

- 第3 本研究院は、次に掲げる判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、博士の学位を授与する。
- (1) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、国際的な視野に立った学際的な学識を備え、当該研究領域における研究を自立して実践できる能力及び高度な専門的能力を有していること。
 - (2) 第4に規定する評価基準に基づき博士学位論文を評価するとともに、当該研究領域の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

(博士学位論文の評価基準)

- 第4 本研究院は、次に掲げる評価基準に基づいて博士学位論文を審査する。
- (1) 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、説明する能力を身に付けているか。

- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれているか。
- (4) 設定した研究テーマについて、適切な研究方法、調査・実験方法、又は論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- (5) 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地に加え、国際的な学術水準及び学際的観点から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

（その他）

第5 修士学位論文及び博士学位論文の提出手続等については、別に定める。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。